

# 令和3年3月22日(月)から 特定求職者雇用開発助成金の電子申請が始まります 電子政府の総合窓口（e-Gov）をご活用ください

令和3年3月22日(月)から、特定求職者雇用開発助成金の支給申請が電子申請でできるようになります。

自宅や職場のパソコンを使って、申請書の作成や確認書類の添付を行い、申請書類一式をオンラインで提出できますので、ご活用ください。

※紙媒体での窓口への提出、郵送による申請も引き続きご利用いただけます。

※厚生労働省HP「特定求職者雇用開発助成金の電子申請」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00037.html)

## 電子申請の準備をする

電子申請は、インターネット上で運営する行政サービスの総合窓口 e-Gov（イーガブ）を使って行います。

**e-Gov（イーガブ）ポータル URL <https://www.e-gov.go.jp/>**

※e-Govの利用には、インターネットに接続できる環境、メールアドレスが必要です。  
※現時点でスマートフォンでの申請・届け出はできません（処理状況の確認はできます）。

電子申請をするためには、まずe-Govにアクセスし、以下の5つの手順を行ってください。



e-GOV ポータル

English

● サイト内検索

○ 行政機関横断検索

ENHANCED BY Google

行政サービスや施策に関する情報をご案内します。  
政策に対する意見の提出ができます。

e-Govのサービス



電子申請

行政機関に対する申請・届出等の手続きができます



法令検索

現行施行されている法令を検索できます



パブリック・コメント

意見の提出や募集状況などの確認ができます



文書管理

行政文書ファイル管理源の検索およびリンク集



個人情報保護

個人情報ファイル集の検索およびリンク集

### 手順 1

e-Govポータルにアクセスします。  
<https://www.e-gov.go.jp/>

「e-Govのサービス」より「電子申請」をクリックすると「e-Gov電子申請」のトップページに移動します。

さらにページ上部のメニューから「利用準備」をクリックします。

e-GOV 電子申請

トップ

電子申請について

利用準備

手続検索

ヘルプ

e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請  
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン

または 利用準備へ

# 電子申請の準備をする（続き）

## 電子証明書が必要か確認します

以下の一覧表をもとに、ご利用になる手続で電子証明書が必要か確認しましょう。  
必要な場合、ご利用の手続に対応している認証局の証明書を取得してください。

関係する手続のカテゴリー	手続名称	証明書の要否について
社会保険関係手続	「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」など	これら手続の電子申請には、電子証明書が必要です。 利用できる電子証明書の種類と取得方法については「 <a href="#">電子証明書のご案内</a> 」をご確認ください。
	「年金加入記録照会・年金見込額試算」	
雇用保険関係手続	「雇用保険被保険者資格取得届」 「雇用保険高齢者雇用継続給付の申請」など	
労働保険関係手続	「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」など	

※gBizIDプライム、gBizIDメンバーの場合、原則として電子申請対象手続所管行政機関の指定により、電子署名を省略できることがあります。

[一覧表にない手続を確認（手続検索へ）](#)

## 手順 2

「利用準備」のページで「電子証明書が必要か確認します」の内容を確認してください。

電子申請では、電子証明書を使って、本人確認やデータの改ざんを防止します。利用できる電子証明書の種類と取得方法は「電子証明書のご案内」から確認してください。



## 手順 3～5

続けて「利用準備」のページで、使っているパソコンが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。

**手順 3 アカウントの準備**  
※2020年11月18日以前にe-Govを利用した方は、その時のパーソナライズIDをe-Govアカウントとして使うことができません。アカウント準備から改めて確認ください。

**手順 4 ブラウザの設定**  
ブラウザの設定によって、電子申請の途中で不具合が発生することがあるため設定確認をしてください。「設定手順を確認」から確認してください。

**手順 5 アプリケーションのインストール**  
専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールしましょう。不明点は「インストール手順」を確認してください。

## パソコン環境の設定を行います

### 1 アカウントの準備

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。  
e-Govアカウントの登録をするか、G BizID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。

#### e-Govで使えるアカウントサービス

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に <a href="#">e-Govアカウント利用規約</a> をご確認ください。	<a href="#">e-Govアカウントを登録</a> し、ログインしてください。
G BizID	G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 G BizIDから属性情報取得し、電子申請の基本情報として利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	

### 2 ブラウザの設定

ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

#### ポップアップブロックの解除

ブラウザのポップアップブロックを解除します。  
ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

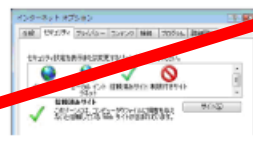
[設定手順を確認](#)



#### 信頼済みサイトへの登録 (Internet Explorer 11 の場合のみ)

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します。  
未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

[設定手順を確認](#)



### 3 アプリケーションのインストール

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。  
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

#### Windows版

[e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード \(Windows版\)](#)

[インストール手順を確認 \(Windows版\)](#)

#### macOS版

[e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード \(mac OS版\)](#)

[インストール手順を確認 \(mac OS版\)](#)

## 電子申請を行う <手続き例> 特定就職困難者コース（第1期支給申請書）

事業主、社会保険労務士および代理人の方がe-Govから申請する際の入力方法を、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）第1期支給申請時を例に説明します。

※社会保険労務士や代理人が事業主に代わって電子申請することもできます。

その場合は、事業主のe-Govアカウントではなく、社会保険労務士や代理人のe-Govアカウントを使用して申請してください。

※添付書類がある場合は、あらかじめ電子化してパソコン内に保存しておく、段取りよく手続きを進められます。

### 該当する手続きを探す

「e-Gov電子申請」のトップページ上部のメニューから「**手続検索**」をクリックします。

①「**手続検索**」のページから「**手続名称**」にキーワード「**特定就職困難者コース**」を入力し検索します。

別の手続きの場合は「**手続名称**」に入力する手続き名を変更して検索してください。

②検索結果が表示されたら、**該当する申請書**をクリックします。

The screenshot shows the e-Gov portal interface. At the top, there is a navigation bar with 'e-GOV 電子申請' and a search bar. Below this, there are tabs for 'マイページ', '手続検索', '手続ブックマーク', '申請案件一覧', 'メッセージ', and '基本情報管理'. The main content area is titled '手続検索結果一覧'. It features a search filter section with '手続名称' (Procedure Name) set to '特定求職者雇用開発助成金の申請（特定就職困難者コース）' and '所管行政機関' (Administrative Agency) set to '選択してください'. Below the filter, there are dropdown menus for '大分類', '中分類', and '小分類', all set to '選択してください'. The search results show two items. The first item is '特定求職者雇用開発助成金の申請（特定就職困難者コース）（第2期以降）及び支払方法・受取人住所届'. The second item is '特定求職者雇用開発助成金の申請（特定就職困難者コース）（第1期）及び支払方法・受取人住所届', which is highlighted with a red box. To the right of the second item, there are two buttons: 'ブックマーク' and '申請書入力へ', with the latter also highlighted by a red box. Red arrows point from the text in the '該当する手続きを探す' box to these specific elements on the screenshot.

## 電子申請を行う（窓口画面） <手続き例> 特定就職困難者コース（第1期支給申請書）

申請の入り口となるページが表示されたら、タイトルが探していた手続きのものであることを確認します。併せて、手続き概要などの情報も確認してください。

申請書自体の詳しい記入方法は、下記のURLから記入マニュアルをご覧ください。  
（特定就職困難者コースの場合）

URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_konnan.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html)



Handwritten note: ③タイトルと、手続き概要やその他の手続きに関する情報も確認してください。

Handwritten note: ④確認したら「申請書入力へ」をクリックします。

Handwritten note: ③タイトルと、手続き概要やその他の手続きに関する情報も確認してください。

Handwritten note: ④確認したら「申請書入力へ」をクリックします。

特定求職者雇用開発助成金の申請（特定就職困難者コース）（第1期）及び支払方法・受取人住所届

電子署名必要

手続き概要	高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するもの。雇用の安定を図ることを目的としています。
根拠法令	雇用保険法第62条第1項第3号及び第6号、雇用保険法施行規則第109条及び第110条に労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令第2条第2号、労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第6条の2
電子申請方法別利用案内	【手続き可能な時間】24時間365日サービスしております。但し、年末年始、本システムの保守等が必要の場合は、上記ご利用時間内であっても、システムの運用停止、休止、中断を行う事がありますので、予めご承知願います。  なお、申請後、書類の不備等により行政庁から申請が差戻しされ、再度申請をする場合は、不備等のあった書類は新たに添付をし、不備等のなかった書類は以下リンク先の「提出しない旨を意思表示する書類」を添付してください。 <a href="#">特定求職者雇用開発助成金の電子申請</a>
告知情報	【手続対象者】事業主 【提出期間】支給対象期（※）の末日の翌日から2か月以内 ※雇入れに係る日から起算して、6か月ごとに区切った期間 【相談窓口】ハローワークまたは都道府県労働局 【審査基準】ハローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった対象労働者を雇い入れるものではないこと等 【不服申立方法】- 【備考】-

戻る

申請書入力へ

# 電子申請を行う（入力画面）

## < 手続例 > 特定就職困難者コース（第1期支給申請書）

電子申請では、紙の様式と同様の入力画面が表示されます。黄色の枠に必要な事項を入力して申請書を作成してください（詳しい記入方法は、前ページで案内するマニュアルをご覧ください）。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）  
第1期支給申請書

1. 受付日 年 月 日 ※本枠内のみ入力してください

2. 助成金支給番号 0002 3. 支給申請期 (第1～6期) 第 期

4. 事業所数 (雇用保険適用事業所数) 事業所 万円 5. 定本の額又は出資の総額 6. 常時雇用する労働者の数 人 7. 主たる事業

8. 事業所番号 9. 労働保険番号

10. 定年制 (有の場合) 定年 歳 11. 定年後の継続雇用制度 (有の場合) 歳まで 12. 資金締切日 (毎月末日以外の場合) 毎月 日 13. 資金支払日

14. 産業分類 (中分類) ※日本標準産業分類の番号 (二桁) 又は事業内容を入力 (事業内容)

15. 対象労働者について受給・申請 (予定含む) 助成金名称: 16. 事務担当者 (職名) カナ (氏名) (電話番号)

17. 氏名 19. 性別 19. 生年月日 20. 雇入年月日 令和 年 月 日

21. 被保険者番号 22. 対象労働者種別

24. 対象労働者が離職している場合の離職日及び離職理由 (離職理由) 29. 支給対象となる期間の労働についての資金の未払いの有無 (支給開始手当、中途手当、終身退職手当等を含む)

※本人確認欄 (対象労働者氏名) 署名押印又は署名

上記の記載内容に誤りがないことを証明します。  
また、記載要領及び「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の申請にあたって」の記載事項を確認の上、申請します。  
なお、対象労働者を本助成金支給終了後においても継続して雇用します（支給申請書提出時点において既に離職している場合を除く）。  
令和 年 月 日 労働局長 殿  
(公共職業安定所長)

※申請者が代理人の場合、右上述に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を入力（押印不要）し、右下欄に、代理人の住所、名称及び氏名を入力し押印してください。申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する信託代行者又は同規則第18条の規定する専断代理者の場合、右上述に事業主の住所、名称及び氏名を入力、押印し、右下欄に信託代行者又は専断代理者の住所、名称及び氏名を記入し押印してください。

25. 区分変更 26. 支給対象期間の支払資金額 27. 受給資金総額時限 28. 継続労働者 29. 支給・不支給判定用 (99.99以外) 30. 被保険者となった年月日 31. 企業規模

32. 備考

局長	部長	課長	課長補佐	係長	主任	担当
所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当	

対象労働者の記名押印または署名は不要ですが、「対象労働者の状況」欄の記載内容に誤りがいないかを対象労働者本人に確認してから申請してください。

支払方法・受取人住所届を届け出ます。

届け出る場合、以下に入力してください。既に口座を登録済の場合は、省略が可能です。

2. 口座の種類 3. 金融機関コード 店舗コード 口座番号

4. 支払方法 ※3の入力枠は、金融機関コードが4桁、店舗コードが3桁、口座番号が13桁になるよう桁数が足りない場合、左側に「0」を入力してください。

5. 口座名義 (漢字)

6. 口座名義 (カナ)

7. 受取人郵便番号

8. 受取人住所 1

9. 受取人住所 2

10. 受取人住所 3

11. 3欄の金融機関名称 店舗名称

※

所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当	
局長	部長	課長	課長補佐	職業指導官	係長	担当

## 電子申請を行う（添付書類） < 手続例 > 特定就職困難者コース（第1期支給申請書）

申請に必要な書類は、あらかじめ紙を電子化するなどして、以下のいずれかの方法で添付してください。

- ①「参照」ボタンをクリックしてフォルダを参照する
- ②添付書類（ファイル）自体をドラッグアンドドロップする

申請書入力 | e-Gov電子申請

住所

### 添付書類追加

申請に必要な書類を添付してください。

添付可能ファイル拡張子：[CSV, DOC, DOCX, JPG, PDF, XLS, XLSM, XLSX]

**必須**  
書類名： 001\_賃金台帳又はその写し  
提出形式：  添付

ここにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL：

ファイルサイズ： KB/1022976KB

**必須**  
書類名： 002\_出勤簿等又はその写し  
提出形式：  添付

ここにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL：

ファイルサイズ： KB/1022976KB

添付書類自体が含まれるフォルダを表示し、添付書類（ファイル）をこのスペースにドラッグアンドドロップする。

「参照」ボタンのクリックして、パソコン内に保存した書類ファイルを選択します。



## 電子申請の対象（特定求職者雇用開発助成金）

特定求職者雇用開発助成金の電子申請は、以下の6コース×2（第1期申請、第2期以降申請）と支払方法・受取人住所届に対応しています。

※注意：第1期の支給申請がなく第2期以降の支給申請を行う場合

第1期の支給申請を行っておらず、第2期以降の支給申請を行う場合も、雇い入れ日時点で支給要件を満たしていることの確認が必要です。

支給申請が初回の場合に限り、**第1期支給申請書を提出してください**（特定就職困難者コースは、対象労働者がトライアル雇用労働者の場合も同様です）。



コース名	助成の対象となる措置
特定就職困難者コース	高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れて継続して雇用する
生涯現役コース	65歳以上の高年齢者を雇い入れて継続して雇用する
被災者雇用開発コース	東日本大震災により被災した求職者を雇い入れて継続して雇用する
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者または難病患者を雇い入れて継続して雇用する
就職氷河期世代安定雇用実現コース	いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正社員として働くことが困難な者を雇い入れて継続して雇用する
生活保護受給者等雇用開発コース	自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れて継続して雇用する

# 特定求職者雇用開発助成金電子申請時の注意事項

## ① 第1期の申請と第2期の申請は同じ方法で行ってください

特定求職者雇用開発助成金は支給対象期（6か月）ごとの申請が必要です。審査などを迅速に行うため、第1期と第2期以降の申請は、紙もしくは電子のどちらからに揃えるようご協力をお願いします。

### 紙の申請書の場合

①第1期支給申請(紙)  
ハローワークまたは労働局に提出



第2期以降支給申請(紙)  
ハローワークまたは労働局に提出



### 電子申請の場合

②第1期支給申請  
e-Govから電子申請



第2期以降支給申請  
e-Govから電子申請



## ② 社会保険労務士の代行・代理時の事業主の電子署名取り扱い

社会保険労務士が提出代行事務または事務代理をして電子申請を行う場合、事業主の電子署名（※）の提出が必要です。

ただし、事業主が電子署名を付与できない場合、「提出代行等に関する証明書（共通要領 様式第5号）」の写しを提出してください。

事業主と社会保険労務士の双方が本証明書を有効とする期間中は、本証明書を申請ごとに提出することができます。

※電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定める電子署名

共通要領 様式第5号

提出代行等に関する証明書

令和 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 \_\_\_\_\_

○事務所所在地 \_\_\_\_\_

○社会保険労務士氏名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者が、雇用関係助成金の申請書等に係る提出代行事務又は事務代理を行う者であることを証します。  
また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行事務又は事務代理をして電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所名称 \_\_\_\_\_

○事業所所在地 \_\_\_\_\_

○事業主氏名 \_\_\_\_\_

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今後の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名
--------------------	--

（注）社会保険労務士が雇用関係助成金の申請書等に係る提出代行事務又は事務代理をして電子申請を行う場合であって、事業主が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定める電子署名）を付与できない場合、本証明書の写しを提出してください。事業主と社会保険労務士の双方が本証明書を有効とする期間においては、本証明書を申請毎に提出することができます。